

# 平成31年度第2回定例会

## 八王子市教育委員会議事録（公開）

日	時	平成31年4月24日（水）	午前9時30分
場	所	八王子市役所 議会棟4階	第3・第4委員会室

## 第 2 回定例会議事日程

- 1 日 時 平成 3 1 年 4 月 2 4 日 ( 水 ) 午前 9 時 3 0 分
- 2 場 所 八王子市役所 議会棟 4 階 第 3 ・ 第 4 委員会室
- 3 会議に付すべき事件
  - 第 1 第 6 号議案 八王子市立学校設置条例の一部を改正する条例  
の設定依頼について
  - 第 2 第 7 号議案 給食配送車の取得に関する議案の調製依頼につ  
いて
  - 第 3 第 8 号議案 議決事項の取り消し ( 平成 3 1 年 4 月 9 日議決  
第 2 号議案 ) について
  - 第 4 第 9 号議案 富士森公園陸上競技場施設改修工事請負契約の  
変更に関する議案の調製依頼について
  - 第 5 第 1 0 号議案 八王子市教育委員会いじめ問題対策委員会委員  
の委嘱について
  - 第 6 第 1 1 号議案 平成 3 2 年度 ( 2 0 2 0 年度 ) 八王子市立小学  
校使用教科用図書採択要綱について
  - 第 7 第 1 2 号議案 平成 3 2 年度 ( 2 0 2 0 年度 ) 八王子市立小・  
中学校特別支援学級使用教科用図書採択要綱に  
ついて
  - 第 8 第 1 3 号議案 八王子市スポーツ推進計画改定版について
- 4 協議事項
  - ・ 第 3 次八王子市教育振興基本計画策定に係る「これからのちちおうじ  
の教育」について ( 学校教育政策課 )
  - ・ 甲の原体育館機能拡充方針について ( スポーツ施設管理課 )
- 5 報告事項
  - ・ 平成 2 8 年度 ( 2 0 1 6 年度 ) 行政監査結果に基づく措置について  
( 教育総務課 )
  - ・ 平成 3 1 年度 ( 2 0 1 9 年度 ) 学校給食における食育の取組について

- (保健給食課)
  - ・特別支援教育シンポジウムの開催について (教育支援課)
  - ・平成31年度(2019年度)教育課程の編成状況について (指導課)
  - ・八王子市教育委員会いじめ問題対策委員会専門調査員の委嘱について (指導課)
  - ・八王子市教育委員会いじめ問題対策委員会調査部会部会員について (指導課)
  - ・市立中学校生徒に係る事故への対応状況について (指導課)
  - ・公用自動車による交通事故に係る損害賠償の和解について (教職員課)
  - ・平成31年度(2019年度)八王子「宇宙の学校」の開催について (こども科学館)
  - ・特別展「アポロ展 - 月をめざした人類の軌跡と未来」の開催結果について (こども科学館)
  - ・姉妹都市関連テーマ展示「北条早雲と城」の実施について (図書館部)
- 

出席者

教 育 長	安 間 英 潮
教育長職務代理者	村 松 直 和
委 員	柴 田 彩千子
委 員	笠 原 麻 里

教育委員会事務局出席者

学 校 教 育 部 長	設 樂 恵
学校教育部指導担当部長	斉 藤 郁 央
学校給食施設整備担当課長	小 林 順 一
教 育 総 務 課 長	渡 邊 聡

学校教育政策課長	橋本盛重
学校複合施設整備課長	高橋健司
施設管理課長	松土和広
保健給食課長	田倉洋一
教育支援課長	山田光
指導課長	大日向由紀子
教職員課長	溝部和祐
統括指導主事	野村洋介
統括指導主事	上野和広
生涯学習スポーツ部長	小山等
歴史文化構想担当課長	平塚裕之
生涯学習政策課長	安達和之
スポーツ振興課長	清水秀樹
スポーツ施設管理課長	佐藤晴久
学習支援課長	新堀信晃
文化財課長	菅野匡彦
こども科学館長	遠藤譲一
図書館部長	佐藤宏
中央図書館長	太田浩市
生涯学習センター図書館長	新納泰隆
南大沢図書館長	中村東洋治
川口図書館長	成田俊雄
指導課指導主事	鈴木崇央
指導課指導主事	志村亮介
教育総務課主査	長井優治
学校教育政策課主査	三枝信博
保健給食課主査	安齊祥江
教育支援課主査	関理
指導課課長補佐兼主査	秋山和英

指 導 課 主 査	金 子 江理子
教 職 員 課 主 査	尾 下 友里子
スポーツ振興課課長補佐兼主査	青 木 英 之
スポーツ施設管理課主査	土 方 章 光
こども科学館課長補佐兼主査	澤 口 徹
こども科学館主査	小 山 豊
中央図書館主査	山 中 広 子
教育総務課主事	小 山 ちはる
教育総務課主事	池 上 光
教育総務課嘱託員	古瀬村 温 美

【午前9時30分開会】

安間教育長 大変お待たせをいたしました。本日は伊東委員から欠席の報告がありましたが、本日の出席は4名でありますので、本日の委員会は有効に成立をいたしました。

これより平成31年度第2回定例会を開会いたします。

本市では、地球温暖化対策、省資源対策の一環として節電等に取り組んでおります。本定例会においても照明の一部消灯を実施いたしておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

本日の議事録署名委員の指名をいたします。本日の会議録署名員は、柴田彩千子委員を指名いたします。よろしくをお願いいたします。

本日の議事でございますが、第6号議案から第9号議案は、いまだ意思形成過程のため、報告事項「市立中学校生徒に係る事故への対応状況について」は、審議内容が個人情報に及ぶため「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第7項及び第8項の規定により、非公開といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 御異議ないものと認めます。

安間教育長 それでは、議事を進行いたします。

日程第5、第10号議案 八王子市教育委員会いじめ問題対策委員会委員の委嘱についてを議題に供します。

本案について、指導課から説明願います。

大日向指導課長 それでは、第10号議案 八王子市教育委員会いじめ問題対策委員会委員の委嘱について、担当の金子主査より御説明申し上げます。

金子指導課主査 それでは、第10号議案 八王子市教育委員会いじめ問題対策委員会委員の委嘱について御説明申し上げます。

本案は、八王子市教育委員会いじめ問題対策委員会規則第2条の規定に基づき、委嘱するものでございます。

それでは、お手元に配付してございます第10号議案関連資料、八王子市教育

委員会いじめ問題対策委員会委員候補者一覧を御覧ください。

平成31年4月30日をもって任期が満了となるため、各団体より推薦をいただき、新たに委員を委嘱するものでございます。

再任の委員でございます。松田恵示氏は学識経験者で、東京学芸大学副学長でございます。堀米真由美氏は福祉にかかわる専門家で八王子児童相談所主事でございます。小西知子氏は保護者代表で中学校PTA連合会担当副会長でございます。守屋和広氏は学校関係者で恩方中学校長でございます。

新任の委員でございます。岩垂善貴氏は医療にかかわる専門家で駒木野病院医師でございます。高野久美子氏は心理にかかわる専門家で創価大学教授でございます。安藤志津子氏は福祉にかかわる専門家で八王子市子ども家庭支援センター<sup>なて</sup>館、課長補佐兼主査でございます。牛尾浩氏は地域代表で、めぐみ第二保育園園長でございます。中村八重氏は保護者代表で小学校PTA連合会執行役員でございます。鈴木裕子氏は学校関係者で横山第二小学校長でございます。

以上10名は、各分野の専門家・組織・地域を代表する方々であり、本市の教育委員会いじめ問題対策委員会の委員として適任であると考えております。なお、任期は5月1日から2年間となります。

現在、開催してございます八王子市教育委員会いじめ問題対策委員会の委員は14名で構成しており、現在、本日10名を御紹介させていただいたほか、4名の推薦を各団体をお願いしております。各団体の総会等の決定時期の関係で、今後推薦をいただける予定となっております。

説明は以上でございます。

安間教育長　　只今、指導課からの説明は終わりました。

本議案について、御質疑はございませんか。

よろしゅうございますか。

念のための確認なんです、この、いじめ問題対策委員会が、いわゆる第三者委員会といわれている調査部会を設置する母体ですよ。当然、ここが設置した調査部会の結果、例えば、保護者の方であるとか、そういった方が不服がある場合には、市長のほうで別途設置するということですね。

もう1点確認なんです、調査部会を設置するという決定は、当然我々が要請

をと思うんですけれども、この、いじめ問題対策委員会独自でそれを設置するという決定もできるというふうに理解してよろしいですね。

金子指導課主査 はい。

安間教育長 幾つか確認をさせていただきました。

御質疑がないようでございますので、本案についての御意見を伺いたと思います。いかがでしょうか。

よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 それでは、お諮りをいたします。

只今、議題となっております第10号議案については、提案のとおり決定するという事に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 御異議ないものと認めます。

よって、第10号議案については、そのように決定することにいたしました。

安間教育長 日程第6、第11号議案 平成32年度(2020年度)八王子市立小学校使用教科用図書採択要綱について、日程第7、第12号議案 平成32年度(2020年度)八王子市立小・中学校特別支援学級使用教科用図書採択要綱について、2つの議案は相互に関連いたしますので、一括議題に供します。

各案について、指導課から説明願います。

野村統括指導主事 第11号議案 平成32年度八王子市立小学校使用教科用図書採択要綱について、並びに、第12号議案 平成32年度八王子市立小・中学校特別支援学級使用教科用図書採択要綱について、よろしく願いいたします。

詳細については、担当の秋山課長補佐より御説明申し上げます。

秋山指導課課長補佐兼主査 それでは、御説明申し上げます。

まずは、第11号議案 平成32年度八王子市立小学校使用教科用図書採択要綱について、御説明いたします。

現在、市立小学校では、平成26年度に採択した教科書を、平成27年度から使用しております。通常教科書は、4年ごとに採択替えを行いますが、新学習指

導要領との兼ね合いから、5年目の今年度も同一の教科書を採用し使用しております。

今回は、平成32年度から実施が予定されている新学習指導要領に合わせて、この小学校使用教科用図書について新たに採用をすることになります。教科書採用につきましては、要綱第2条にございますとおり、教育委員会の権限に属します。本要綱は、教科書採用を公正かつ一斉に行うために、必要な事項を定めるものでございます。

採用の方法につきましては、要綱第5条第2項にございますとおり、教科書を1種採用いたします。なお、今回より外国語並びに道徳が追加となっております。採用に当たりましては、対象となる教科書について、調査・研究が十分に行われるよう、資料の策定につきましては、第5条第4項にございますとおり、教科用図書選定資料作成委員会において資料を作成し、その報告を参考にしながら採用することとしております。具体的には、教科用図書選定資料作成委員会の下に、教科別調査部会を設けて調査を行ってまいります。そのほか、各学校での調査・研究を行い、資料作成委員会に報告をします。また、教科書センター等におけるアンケートも参考にしながら、資料作成委員会が資料を作成します。各学校の調査・研究報告につきましては、各教科用図書の縦列や順位をつけたり、また、推薦をしたりするものではなく、内容についての報告をするものとします。また、協議当日、資料作成委員会からの報告の際には、アンケート内容も伝えるものいたします。

なお、市民要望の多かった教科書展示場所の増設についてですが、これまで都を通じて国に対し、八王子市として見本本を増やすように再三要望してまいりました。教科書発行者から、各教育委員会等に送付される教科書見本の種類、及び部数の上限は、毎年度文部科学省が教科書発行者に通知しており、それを超える送付または教師等採用関係者に対する献本もしくは貸与は認められておりませんが、ここで見本本の送付部数が見直され、追加が実現されたことにより、新たに八王子駅南口総合事務所での展示会を予定しております。こちらでもアンケートを実施する予定でございます。

最後に、採用の時期につきましては、教科書を使用する年度の、前年度の8月

31日までに行わなければならないこととなっております。7月31日の定例会にて御協議いただき、8月7日に決定していただく予定です。その後、追加議案で採択していただく流れとなります。具体的には、7月31日は各教科・種目について調査部会からの報告を10分、質疑を10分程度で行い、この日だけで協議を終了させる予定です。なお、各委員は個別の質問がある場合、次回の8月7日までに事務局に確認しておき、8月7日は各教科・種目について、意見・投票のみ各10分程度で行い、投票の集計の間は、ほかの議事を行う予定としております。大型連休もあり大変短い期間での日程となっております。その中で、委員の皆様にごできるだけ多くの考える時間を確保し、また、教科書対策にかかる議事進行を円滑かつスピーディにしたいと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

続きまして、第12号議案 平成32年度八王子市立小・中学校特別支援学級使用教科用図書採択要綱について、御説明いたします。

本要綱は、平成32年度から八王子市立小・中学校の特別支援学級において使用する教科書の採択について、公正かつ適正に行うために必要な事項を定めるものでございます。

第4条、採択の基本方針でございます。特別支援学級におきましては、使用する教科書について特に支障があり、これよりすぐれたものがある場合のみ採択替えを行うことができるものとされているため、学校教育法附則第9条の規定により、文部科学省が作成した教科書目録に登載されている教科書、通常学級で使用されている教科書、いわゆる検定本以外の図書について本要綱に基づき採択するものでございます。

次に、第5条、採択の方法でございます。第2項にございますとおり、教科書の採択にあたっては、従来の研究の成果や教員及び保護者等の意見を反映させ、公正かつ適正な採択を実施するものであります。そのために、第11号議案でも御説明申し上げました小学校使用教科用図書と同様に進めていきます。

まず、第3項にございますとおり、教科用図書選定資料作成委員会を置き、資料を作成しその報告を参考にしながら採択することとしております。また、同じように教科用図書選定作成資料委員会の下に、校種別調査部会を設けて調査を行

ってまいります。なお、協議当日の資料作成委員会からの報告の際には、特別支援学級使用教科用図書採択理由として、該当児童・生徒の特定を随所に盛り込んで説明するものとします。

最後に、採択の時期につきましては、こちらも教科書を使用する年度の前年度の8月31日までに行わなければならないこととなっております。7月24日の定例会にて御協議、決定していただく予定です。その後、追加議案で採択していただく流れとなります。どうぞよろしくお願いいたします。

説明は以上になります。

安間教育長 只今、指導課からの説明は終わりました。

本議案についての、御質疑はございませんか。

村松委員 基本的に私はこれで賛成というか、大丈夫だと思うんですが、1点ちょっと確認をさせてください。

11号議案の第8条教育委員会は広く市民の閲覧に供するため閲覧場所、時間等の周知を務める。第12号議案、第7条同じく閲覧に供するため、閲覧場所、時間等の周知に努めるとあります。先ほどのお話の中で、見本本を頑張ってくださいのおかげで、大分増えたという御報告をいただきました。ありがとうございました。これによって、例えば、閲覧場所や時間ですとか、前回と何か変わる点とか、そういうものは今具体的に何か決まっているものってありますか。

秋山指導課課長補佐兼主査 従前は、台町にある教育センターのみで行っていたところなんですけれども、時間は夜の7時までやっていたところですが、それに加えて、八王子駅南口総合事務所で同じようにやる予定になっています。時間も午前10時から午後7時までを予定しております、教科書センターは土日がお休みなので、それはそれに準ずるような形になるんですけれども、八王子駅南口総合事務所のほうについては、土日も開館していますので、それに合わせて教科書展示会も行う予定になっています。5月15日の広報はちおうじのほうで周知する予定でございますけれども、ぜひ、夜も土日もやっていますので活用していただければというふうに考えております。

村松委員 ありがとうございました。

あと、見本本です。これ、増えたということなんですけれども、どのくらい増えた

のでしょうか。

秋山指導課課長補佐兼主査 前年度まではトータルで12冊が八王子市の教育委員会のほうに置かれていたものなんですけれども、今年度見直しがかかった理由の1つに、中核市になったということがあるんです。中核市にはちょっと前になっているんですけれども、理由としては中核市については増刷をしますよということで、2冊程度増えています。なので、12冊から14冊、2冊増えているような形になっています。

安間教育長 他に、本議案に関する御質疑ございませんか。

よろしゅうございますか。

確認なんですけれど、遠慮深くおっしゃっていましたが、見本本に関しては、中核市になったというメリットがここで活かたというふうに考えてよろしゅうございますよね。

秋山指導課課長補佐兼主査 メリットになったかと思います。

安間教育長 もう1つ確認なんですけど、市民アンケートの活かし方については、もちろん我々もある一定の期間で目は通させていただきますけれども、資料作成委員会のほうで市民アンケートについては、加味した資料の作成の検討をすると、こういう理解でよろしゅうございますね。

秋山指導課主査課長補佐 資料作成委員会のほうにもアンケートのほうはもちろんお送りしますので、それを加味して資料のほうを作成していただくような形になるかと思います。

安間教育長 3度目の確認なんですけど、これは各委員の方々、先ほど説明があったように、第11号議案の小学校の使用教科用図書については、手順として、7月31日の会で一括して協議をする。その時点では質問であるとか、そういった形で各教科についての御質問をいただいて、さらにその質疑を踏まえて、1週間ほど各委員の方々が考える時間を設定して、そして、8月7日は最終的な御意見を述べていただいて、その場で採択をすると、そんな流れでという説明がありました。その点もちょっと確認させていただいた上で、それらもひっくるめて本議案についての御意見をいただきたいと思います。

いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 特に御意見もないようでございますので、お諮りをいたします。

只今、一括議題となっております第11号議案及び第12号議案については、提案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 御異議ないものと認めます。

よって、第11号議案及び第12号議案については、そのように決定することにいたしました。

安間教育長 日程第8、第13号議案 八王子市スポーツ推進計画改定版についてを議題に供します。

本案について、スポーツ振興課から説明願います。

清水スポーツ振興課長 それでは、第13号議案 八王子市スポーツ推進計画改定版について御説明申し上げます。

詳細につきましては、青木課長補佐より説明をさせていただきます。

青木スポーツ振興課課長補佐兼主査 それでは、八王子市スポーツ推進計画改定版について、御説明いたします。

平成26年3月策定の、八王子市スポーツ推進計画の中間見直しについて、スポーツ推進審議会からの答申をもとに、教育委員会素案の作成及びパブリックコメントを行い、このほど、八王子市スポーツ推進計画改定版を作成したところでございます。内容について御説明いたします。

策定経過についてでございますが、1月16日の平成30年度第16回定例会で、計画の教育委員会素案について協議していただきました。その後、2月13日の文教経済委員会、2月15日の総合協議会、2月19日から3月20日までのパブリックコメントを経て、現在に至ったところでございます。パブリックコメントの結果についてですが、5名から6件の御意見をいただきました。

続いて、計画の内容についてです。別紙、八王子市スポーツ推進計画改定版のとおりでございます。1月16日の定例会で御覧いただいた素案の中からの、主な変更点について御説明いたします。パブリックコメントでいただいた意見の中

からは、2件反映しております。計画の28ページを御覧ください。

障害者スポーツのPRや、体験をできる場を増やしてほしいとの意見に対する修正といたしまして、障害のある人となない人との、スポーツを通じた交流機会の創出の中で、これまでも障害者スポーツを通じた地域交流の実績がある都立特別支援学校等との連携に関する記載を追加いたしました。

続いて、47ページを御覧ください。現在、市のスポーツ推進委員は定数を満たしていないため、定数を満たすための施策を展開してほしいとの意見に対する修正といたしまして、スポーツ推進委員活動の活性化の中で、現在記載している内容に、委員の定数が満たされるようにするための選出方法の検討に関する記載を追加いたしました。

このほか、51ページ以降の東京2020大会に関する内容について、3月に、スポーツライミングアメリカ代表の事前キャンプ地受け入れを決定するなどの動きがあったことから、オリンピック・パラリンピック推進室からの要望を反映する内容に修正した部分がございます。

また、新元号が令和に決定したことによるものや、八王子市体育協会が八王子市スポーツ協会に名称が変更になることなどに伴う各種修正をしております。

最後に、今後のスケジュールでございますが、7月に公表を予定しております。

説明は以上でございます。

安間教育長 只今、スポーツ振興課からの説明は終わりました。

まず、本案について、御質疑ございませんか。

笠原委員 たくさん盛り込まれていて、豊かな企画だと思いますが、公表する時に冊子で公表になるのでしょうか。例えば、何かウェブサイトとか、そういう公表はあるのでしょうか。

青木スポーツ振興課課長補佐兼主査 公表は、冊子での公表を検討しております。

ただ、部数に限りがございますので、概要版を作成する予定でございます。あと、ホームページ上でもPDF版で全ての冊子のバージョンと概要版、合わせて公表する予定でございます。

安間教育長 他に御質疑ございませんか。

村松委員 15ページの、細かくて申し訳ないんですけども、今後の主な取組の

中で、ジュニア育成プログラムの拡充 1 - 3 です。スポーツ協会大学プロスポーツチーム等の連携、これの開催です。これは短期でも良いと思うんですけども、この市立中学校において、少子化に伴い単一の学校では特定競技の運動部を設置できない場合は、複数校の生徒による合同部活動を推薦するとありますが、これは、今後、本市の部活動のいろいろな取組の中で、中期とか長期とか、そういうふうなほうに期間が入ってくるんじゃないかと、ですから、ここのところは中期、長期が良いんじゃないかなというふうにも思うんですけど、いかがでしょう。

安間教育長 それは御意見ということなんですね。

青木スポーツ振興課課長補佐兼主査 今のご意見に関しましては、まず、短い期間で必ず対応しなければいけないという部分で短期となっておりますが、中期・長期も見据えまして期間を設定するかどうか判断をしていきたいと思えます。

安間教育長 私のほうから、そもそも、短期というのはどれぐらいの期間なんですか。中期というのはどれぐらいの期間ですか。長期というのはどれぐらいの期間ですか。

青木スポーツ振興課課長補佐兼主査 期間の設定に関しましては、残りの 3 1 年度から残りの期間に関する中で、その部分で。

安間教育長 残りの期間というのは、何年間。

青木スポーツ振興課課長補佐兼主査 3 6 年度までの設定の期間の中で、期間を設定しているところでございますが、この月間を過ぎてもその取組が必要なものは長期であり、その期間の中で速やかに対応しなければいけないものは短期というところございまして、具体的に何年というところではございません。

安間教育長 つまり、5 年間ぐらいあるんですか。

青木スポーツ振興課課長補佐兼主査 はい。

安間教育長 そのうちの前半部分に解決すべきというのが短期であって、後半になると中期で、それを越えてでもやらなければいけないというのが長期と、こんなイメージで作成していると、そういう理解でよろしいですか。

青木スポーツ振興課課長補佐兼主査 はい。

清水スポーツ振興課長 補足をさせていただきます。残り 6 年の中で、ある程度解決しなければならないものというイメージで短期、また、その期間内である程度

目途をつけて方向性を出していきたいとかイメージのものが中期、また、期間にとらわれず、今後施策として取り組んでいかなければならないものを長期というようなイメージで考えてはおります。具体的に、何年何年ということではちょっと期間を切ったイメージではないんですけれども、短期につきましてはある程度、残りの期間の中の前半で何とか目途を立てたいというようなイメージはもっているところでございます。

また、この部活の取組につきましては、今後、指導課のほうと協議を進めながら、またこの計画の中で追記ということで盛り込むかどうかについては協議させていただきたいと考えております。

安間教育長 訂正ありますか。大丈夫ですか。

青木スポーツ振興課課長補佐兼主査 計画の12ページを御覧いただけますでしょうか。一番下の段に、期間についての扱いを記載しております。期間については、短期・中期としたものは、おおむね計画期間内で取り組むもの。長期としたものは計画期間終了後の期間も含めて取り組むものとしております。

安間教育長 それでは、御意見のありました部活動については、後ほどお諮りをしたいというふうに思います。

他に御質疑ございませんか。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 それでは、本議案に関する御意見、改めてお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 それでは、先ほど御意見がございました中学校の部活動で、15ページのところです。1-3、これについてご意見がございましたが、指導課とするとどれぐらいのスパンで臨む予定でいましたか。

上野統括指導主事 今の議案にございました部活動に関しましては、今年度中に部活動のあり方検討会のほうを立ち上げまして、有識者の方、また、校長会と御協力を得まして方針を固めて、可能であれば次年度のところから実施できるところは進めていきたいというふうには考えております。

安間教育長 そういう意味で短期ということですか。

上野統括指導主事 指導課のほうでは、できれば今年度中に動けるところまではと  
いうことで、短期ということですよ。

安間教育長 全体の部活動の指針については1 - 2にあるような、市立中学校にお  
いて生徒のニーズを踏まえた運動部の設置ということ、これは中長期で取り組  
んでいくけれども、合同部活動の推進というものは、もう、やれるところからや  
っていきますよ。

上野統括指導主事 1 - 2のところはニーズに踏まえたということに関して、今  
後の子どもたちの状況もありますので、中長期的というところで数年かけて考え  
ていきたいと考えております。また、1 - 3のところにございます合同部活動、  
いわゆる広域部活動につきましては、早急の課題というふうに受けとめておりま  
すので、短期というところで今年度中に動けるところを、検討会を立ち上げて対  
応していきたいというふうに考えております。

以上です。

安間教育長 合同部活動これは、今もやっているんですよ。

上野統括指導主事 現在のところ、広域部活動の1と、拠点校部活動という形で本  
年度、3校実施をするという形で動いておりますので、ここをさらに充実を図っ  
ていきたいというふうに考えております。

安間教育長 状況だとそういうことですが、村松委員のほう、いかがでしょうか。

村松委員 わかりました。そういう意味づけで教育長もおっしゃったように、短  
期・中期・長期というこのしぼりというのが、私の場合はスポーツ推進計画の中  
の次のまた推進計画、間の年度とは違って、もっと長く続けるものだというふう  
に理解していたので、その、短期・中期・長期というのが理解できましたので、  
そのとおりでやっていただければと思います。

安間教育長 他に御意見ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 それでは、私のほうから1点、本議案に関してはこれで賛成をしたい  
と思いましたが、1点要望です。

先ほど説明がありましたとおり、今後の八王子の100年を見据える健康都市  
としての非常に重要な計画でありまして、スポーツ推進委員さんが不足している

というのは、非常にこれは残念なことだろうなというふうに思います。ある意味で、この委員さんに強力な方、リーダーシップを発揮していただけるような方を、ぜひ事務局のほうで入っていただいて、そしてこの計画が今後さらによくなるようなパワーを、委員さんたちの活発な活動につなげてもらいたいと、ぜひ要望をしておきます。

他に御意見ないようでしたら、お諮りをしたいと思います。よろしゅうございますか。

只今、議題となっております第13号議案については、提案のとおり決定することについて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 御異議ないものと認めます。

よって、第13号議案については、そのように決定することにいたしました。

安間教育長 それでは続きまして、協議事項となります。

「第3次八王子市教育振興基本計画策定に係るこれからはちおうじの教育について」を議題に供します。

本件について、学校教育政策課から説明願います。

橋本学校教育政策課長 それでは、第3次八王子市教育振興基本計画策定に係るこれからはちおうじの教育について、御協議をお願いしたいと思います。

詳細につきましては、担当の三枝主査から御説明いたします。

三枝学校教育政策課主査 それでは、御説明をさせていただきます。

まずは、資料の1ページの「1の趣旨」でございますが、第3次八王子市教育振興基本計画の策定については、平成30年度教育委員会第6回定例会において、計画策定にあたっての基本的な考え方について協議を行い、これを踏まえて平成30年度に学識経験者や学校運営協議会委員等で構成する策定検討会を立ち上げ、第2次八王子市教育振興基本計画の成果と課題等を中心に議論を進めてまいりました。今後、第3次八王子市教育振興基本計画の本格的な検討に入るにあたり、基本的な方向として施策体系などを整理するにあたり、委員の皆様「これからはちおうじの教育」についてのお考えをお話いただきたく、協議するもので

ございます。

次に「２ 第３次八王子市教育振興基本計画の検討状況」でございますが、平成３０年１２月１９日に第１回の検討会を開催し、これまでに４回、月１回のペースで検討会を開催してまいりました。

次に「３ 計画策定の背景」でございます。

まず、国の動向ですが、国は平成３０年６月に第３期教育振興基本計画を閣議決定し、平成３０年度から平成３４年度までの５か年に取り組むべき計画を策定しました。第３期計画では、第２期教育振興基本計画に掲げた「自立」・「協働」・「創造」の３つの方向性を実現するための生涯学習社会の構築を目指すという理念を引き継ぎつつ、「人生１００年時代」や、「超スマート社会」の到来に向け、生涯にわたる一人一人の「可能性」と「チャンス」の最大化を今後の教育政策の中心課題に据えて取り組む必要があるとしてます。

また、平成２９年３月に改訂された学習指導要領では、よりよい学校教育を通じて、よりよい社会を創るという目標を達成するため、社会に開かれた教育課程の実現に向けて育成すべき資質・能力を、「知識及び技能」など３つの柱で整理し、社会に出てからも学校で学んだことを生かせるよう育成するとしています。

資料２ページを御覧ください。

都の動向ですが、東京都教育委員会は、平成３１年度から平成３５年度までの５か年で、取り組むべき基本的な方針と、その達成に向けた施策展開の方向性を示した東京都教育ビジョン（第４次）を、平成３１年３月に策定をいたしました。

東京都教育ビジョンは、情報化や国際化など、急速かつ激しく変化するこれからの社会を主体的・創造的に生き抜いていく子どもを育てていくため、生涯にわたって自ら学び、自ら考え、主体的に判断・行動し、問題を解決する資質や能力を育てていく必要があるとしております。

最後に、「４ 今後、特に検討していかなければならない課題」ですが、第２次計画策定後の課題として、「いじめ防止対策の一層の充実」や、「オリンピック・パラリンピック教育の２０２０年以降の展開」など、７項目を、その他の課題として、「人口減少」「高齢化の進展」「急速な技術革新」など、６項目を挙げております。

説明は以上でございます。

安間教育長　　只今、学校教育政策課からの説明は終わりました。

まず、本件に関する、御質疑ございませんか。

よろしゅうございますか。

随時事務局のほうに御質問があれば、その場で補足するということで。

それでは、協議に入らせていただきます。本件に関する各委員からの御意見、今後の八王子の教育についてということで、抽象的でも結構ですし、大きな話でも結構でございますから、こうあるべきじゃないかという意見を、事務局のほうで参考にいたしますので、各委員の御意見をいただきたいと思えます。いかがでしょうか。

村松委員　　裏面の都の動向のほうに、「知」「徳」「体」の調和を図るためと書いてあります。武道でしたら心・技・体なんでしょうけれども、いずれにしましても体、私がいつも言っているように、子どもたちの体力、また、子どもたちの健全な魂は健全な肉体に宿るということで、子どもたちにその体力、また、そういう遊び場もそうですけれどもつくっていききたい。また、特に検討していかなければならない課題とありますけれども、日本は人口減少、高齢化の進展また何より少子化という問題になっていくと思えます。その中で、来年オリンピック・パラリンピック、今年もテストイベントとかありますけれども、祭りの後ということになって、オリンピック・パラリンピック開催後、東京都からの予算というのもなくって、オリンピック・パラリンピアンを呼ぶ機会も少なくなっていく。そういった中で、文科省のほうにもありますように、目標9「スポーツ・文化等多様な分野の人材の育成」の「次世代アスリートを発掘・育成する戦略的な体制等の構築」であります。来年オリンピック、パラリンピックが終わった後でも、八王子市では、いかに子どもたちがそういうプロスポーツを見て、実際に競技をして、いかに子どもたちがスポーツに触れ合う機会ができるか、そういったことが大変重要なことになってくると思えます。その中で、市長部局の皆様、また公園課ですね、やはり体育の授業で教わったことを友達と帰って公園で遊ぶとか、また、放課後子ども教室、そういったところでふんだんに汗をかいてスポーツを楽しむという、そういう充実をさせるために、この基本計画を策定していただければ

ばというふうに思っています。これは、学校運営協議会の充実等でも書いてありますけれども、やはり地域との連携でいろんな取組もやっていかなければいけないということもありますので、まさに学校運営協議会を核としたそういったスポーツの取組というのを盛り込んでいただければというふうに思っています。

以上です。

安間教育長     ありがとうございます。主にスポーツ健康の面について重点的にお話をいただきました。

他の委員はいかがでございましょう。

柴田委員     八王子市の教育振興基本計画を策定する上で、まずは子どもたちに確かな学力を育成するということが、学校教育として必要なことだと思います。国の施策のほうにも書かれておりますが、確かな学力の育成というところで、八王子市では学力テストの分析をしっかりとやっているところですが、そこをまずはしっかりと、さらにやっていく必要があるのではないかと思います。

それから、子どもたちの豊かな心や健やかな体の育成というところも、重要な目標であります。この部分はぜひ生涯学習と、それから学校教育との学びの中間というか、後半と申しますか、子どもとそれから地域の大人との相互の学びの中で培うというように、学校の教職員だけではなくて、地域の力を活かした体制づくりというものの中で、育んでいくということが大切になってくるのではないかと思います。

そのためには、本年度で八王子市の全校に学校運営協議会が設置されますけれども、せっかくある仕組みを使って、その中でさまざまな都の施策のほうにも表れていますが、地域学校協働活動をさらに推進していくというところがございます。その学校運営協議会と地域学校協働本部が車の両輪のように機能していく、学校運営協議会は熟議によってさまざまなことを決定していく。その実働部隊として地域学校協働本部が機能していくという仕組みをこれからつくっていく必要があるのではないかと思います。

そして、この地域学校協働本部と並行する形で、協働する形で放課後子ども教室の充実化ということもさらに発展していけば良いというふうに考えます。この放課後の子どもの時間というのが、子どもの豊かな心を育んだり、健やかな体を

育むという上で、とても重要な時間帯であると思いますので、ここで地域の力を借りて、さまざまな体験活動であるとか、スポーツ活動、そういったものを保証するということと、ただし、放課後子ども教室は、カリキュラム化し過ぎないということも一方で必要になってくると思います。子どもの創造性を伸ばすような遊びというものも一方で重要ですので、放課後の子どもの居場所をしっかりと保証するということは必要ですけれども、そこに、自由度と申しますか創造性というものもしっかりと保証するような取組、そういう配慮というものを、ぜひ大人の側からしてあげたいなというふうに思っております。

こういった活動に参画をしていく地域の方々にとりましても、その場が人生100年時代の生涯学習の場であると思いますので、単に子ども支援とか学校支援をする大人を市が育成するというスタンスではなくて、その方たちの学び、そういった活動がその方たちの人生を豊かにしていくような学びとなるような、そういった配慮も必要であろうと思います。

このように、子どもと大人がともに学び合う八王子市というものを希望したいと思っております。

安間教育長      ありがとうございます。生涯学習の観点も含めた御意見をいただきました。

笠原委員      八王子市のこれからの教育ということで、やはりたくさんの方の今までの取組の中でも、私がお願いというか皆様と一緒に考えていきたいと思っていることは、うまくいっていない子どもたちを、どう指導し、どう教育していくかということへの視点を、ぜひ育んでいただきたいと思います。

特に八王子市は、もう既に高尾山学園という不登校の子への教育が充実している、本当に豊かな資源を持っている中で、それでもやはりまだまだうまくいっていない子どもたちはたくさんいます。これは、その教育、勉強のみならず友達関係ですとか、家庭内の問題ですとか、さまざまなことがあってきとうまくいっていないので、その中に当然いじめたり、いじめられたりという問題も入ってきます。とても大事なことだと思うんですが、仮にいじめという問題があった時に、それは必ずしもいじめイコール悪い人というわけではなくて、何か背景があるということに常に大人が視点をもたなければいけないと思います。裏を返せば、良

い子はノット・イコール大人の言うことを聞く子ということであって、つまり大人の言うことを聞けば良い子になるかという、そういう問題ではないということだと思っんです。

ここに、東京都の教育ビジョンの策定の中にも、次世代を担う子どもの姿というところにいろいろ情報化とかも書いてありますが、主体的・創造的に生き抜いていく子どもということが書いてあります。つまり、この言葉を読み解くと、主体的・創造的である子どもたちは、必ずしも私たちの言うことを聞く子ばかりではないということをお忘れてはならない。ここは、つまり、子どもたちが主体的になったり創造的になっていった時に、非常に、ともすると大人がびっくりするようなことが起こるかもしれない。その時に、大人たちがタフでなければ、この子どもたちを育成できないと思っています。いろいろな子どもがいてもいい、それから、実際にその子の特性を伸ばすということは、特別支援教育のみならず現場の先生方が常に立ち向かうことでもありますので、タフな大人である、タフな教育者である、タフな保護者であるということが多分我々に求められることなので、この点も含めて、それこそ働き方改革にも通じるんですけれども、若い先生方の育成の中に、そういった最初から何でも来いとは言えないかもしれませんが、どんな子どもに対峙した時にも、教師として生き残れる、人としてそこでその子どもと向き合えるような教員になってほしい。八王子の先生になった時に、そういうことが獲得していてももらえればと、本当に心から願いますし、それが結果的に子どもたちがそういう先生たちに出会った時に、非常に成長するということをお私自身も何人もつまずいてしまったお子さんに出会った時に、「ああ、この先生に出会って本当によかったね。」というようなことが何度も何度もあります。ですので、そういう先生に一人でも多くいていただけたらと思いますので、そういう先生の育成にも力を注いでいただければと思います。

以上です。

安間教育長      ありがとうございます。

それでは、本日欠席しております伊東委員からも事前にご意見をいただいておりますので、学校教育政策課長、御紹介をお願いします。

橋本学校教育政策課長      伊東委員から御意見を頂戴しています。伊東委員からは、

基本理念ですとか、施策体系について、具体的な御提案をいただいております。

まず、第2次基本計画の中での基本理念、「子どもたちが夢をもって未来に向かってはばたいていけるよう、「多様で変化の激しい社会を『生き抜く力』」を生涯にわたって育てていく。」というところを、提案としては「子どもたちが夢と志をもち、未来に向かって羽ばたいていくことができるように、多様な変化の激しい社会を『生き抜く力』を生涯にわたって育てていく。」という提案をいただいております。

また、4つの教育の姿、第2次プランでは、1 はちおうじっ子の「生きる力」の育成、2 学校の教育力向上、3 家庭、地域の教育力向上支援、4 学びが豊かな心を育む生涯学習の推進、この3と4について、3を「家庭や地域と連携した教育の展開」、4を「豊かな心を育む生涯学習の推進」というふうにしてはどうかというような御提案をいただいております。以下、伊東委員のコメントをそのまま読み上げさせていただきます。

「3 家庭、地域の教育力向上支援」の施策が薄い。そもそも、行政が家庭や地域の教育力を支援するという自体に無理がある。家庭や地域と連携した学校支援ならば理解できる。そのため、「3 家庭や地域と連携した教育の展開」とするか、「2」と「3」を合体し、体系を3本柱にするなど体系を変える。その際、八王子市の特色を生かした大学や企業との連携なども視野に入れる。

八王子市の教育に今後加えたいものは、国や都がSociety 5.0やAI社会への対応を中心に施策大綱を構成していることを踏まえ、2030年以降の社会を見通した施策展開を構築すべき。そのため、ICT化の推進や情報リテラシー教育の充実などを掲げる必要がある。スマートフォンの使用をやみくもに規制するのではなく、情報リテラシーの育成を図るための部署の設置や、企業と連携した情報化推進施策なども展開すべき。

また、社会の持続的な発展や人生100年時代という発想から、「1」において、キャリア教育を推進し、小中の連携を通して、望ましい職業観や勤労観の育成、学びに向かう力を育てる取組も新たに追加する必要もある。その際、大学や企業との連携を通じたキャリア教育の推進なども視野に入れる。

以上であります。

安間教育長     ありがとうございます。

各委員から、この教育に関するさまざまな御意見をいただきました。お聞きして、それぞれ専門分野といたしますか、そこからのお話がいただけたのではないかなというふうに思います。

事務局のほうで、これらの意見をまとめていただくのですが、とてもまとめ切れないと思いますが、今、私が申し上げたとおり、ある分野のことについて深く御提案をいただいたのだというふうに受けとめていけば整理ができていくのかなというふうに思います。

ただ、お話をお伺いして、1つのキーワードがあるかなというふうに思いましたので、私も意見を述べさせていただきます。

これは、3月に策定された八王子のブランドメッセージ、「あなたのみちを、あるけるまち。八王子」このブランドメッセージというのは1つのキーワードになるかなというふうにお話を聞いていて思いました。このブランドメッセージは、市民による投票、市民投票、いわゆる総選挙によって決まっているわけで、つまり、このブランドメッセージは市民自身が自分たちで決めた目指す市民像。さらに言うと、自分たちはこんな市民なんだと、こんな市民になりたいという明確な意思表示をした。この意味というのは、私は非常に大きいなというふうに思っているんです。したがって、我々が教育行政を進めていく上で、この市民の願いに応えるということが必要不可欠なんだろうなというふうに思います。

1点、念をおしておきますが、この教育という話になると、どうしても子ども、子どもだから学校という話になりますけれども、今、冒頭申し上げたとおり、これは市民に対する支援ということですから、私はこのブランドメッセージを2つに分けて、「あなたのみち」「あるける」と、この2つの話にして我々の施策も分析できると思うんです。

まず、「あなたのみち」これについても、これをまた細分化すると2つの視点があると思うんです。それは、深めるということ、もう1つの視点は、ほかの道も探すチャンスがあるということ、この2つ。つまり、市民が今生きていて、「あなたのみち」自分は例えば趣味とかでも何でも良い、それを深めるような施策があるのかどうかということ。

2つの視点は、ほかにだって楽しいことがあったって良いじゃないか、「ほかのみち」これを探すチャンスがあるということです。これはもう生涯学習やスポーツ施設や図書館、それぞれこの2つの機能にちょっと自分たちの取組を分類してみてもらいたい。例えば、スポーツで言うんだとするならば、ずっと若いころから例えばテニスをやってきた。それをもうちょっと年齢に応じた形でうまくしていくにはどうすれば良いか、そういう機会があるのかどうか、と同時に、体力が落ちてきたなら、チャンピオンスポーツをずっと続けなくても良いわけで、先ほども話があった「ボッチャ」だとか、ほかのみちを経験して、ほかのスポーツを見つけるような、そんな機会があるのかどうか、そんな目で1つ見ていく必要があるんじゃないか。

もう1つの「あるけるまち」これについても私は、2つ視点があると思うんです。1つは、場があることです。歩けるんだから歩く場があること。もう1つは、ほかの仲間や機会、これを紹介して拡充していくという、そういう視点です。例えば、自分の趣味でいろんな調べものをしたい、ただ、図書館にそういうような本が置いてあるのかどうか、そういうコーナーがあるのかどうか、これが場ですよ。と同時に、それを自分1人で本を読んで何か自分の趣味なり知識なりを増やしていただけじゃなくて、同じような興味関心を持った団体がここにいますよというような、紹介するようなシステム、それがあのかどうか。この「あなたのみちを、あるけるまち」というだけでも、私は4つの視点があると考えます。ぜひ、私はそれぞれの部で今の視点で、どのような施策になっているのか、どのような場が用意できているのか、どのような深める場があるのか、そのようなことをぜひ見ていただきたいというふうに思っています。

冒頭に申し上げましたけれど、どうしてもやっぱり子どものことというのは学校が多くなるわけで、学校教育の根本というのは、今私が申し上げたことも、もっと基盤になるわけです。今のは、大体成人した方々を想定した話をさせていただきましたけれど、子どもたちはそもそも「あなたのみち」って何なのかという、確定していないわけですよ。オンリーワンとしての自分の良さ、それに気付かされる、そして、それを自信をもって歩けるようにさせてあげるという、その基盤をつくるのが学校教育なんだろうと思いますから、ぜひその点を重点項目として

置いていただきたい。

先ほども、うまくいかない子に関するという話がありました。ただ、うまくいかない子にだってちゃんと歩ける道はあるし、あなたの道はあるはずなので、そこに自信を持たせてやるという意味では、私は学校教育というのは物すごく重要な役割だろうなというふうに思っています。私は、校長会等で、学校教育の目標というのは、子どもたちが自信をもって社会に出られることにするために、それは何かというと、自尊心を膨らませることだというふうに常々申し上げている。ぜひ、そこら辺の理念は今回のこの計画の中に入れていただきたいなというふうに思うわけです。

今後、各委員からの思い、これはぜひ受けとめていただいて、具体的にこの計画を立案していただきたいというふうに思います。

なお、少し付け加えておきますと、この教育委員会で各委員さんが今のようなお話、これまでも、これからもいっぱいしていくと思いますから、ぜひ「言っているよ」なんて受け流すのではなくて、ぜひ、その思いをしっかりと具体化をする。さらに、具体的な提案であるならば、それを実現する方策は何なのかということを考えていただく。そのようなことをやりながら、計画を計画として立てるんじゃなくて、さらに計画が立った上で、それが実効性のあるものにどんどん改善されていく、そのようなことを望みたいというふうに思います。

以上、協議を踏まえて今後の事務を進めていただきたいと思います。

安間教育長　　続きまして、甲の原体育館機能拡充方針についてを議題に供します。

本件について、スポーツ施設管理課から説明願います。

佐藤スポーツ施設管理課長　　八王子市中野町にございます甲の原体育館に隣接する東京婦人補導院・八王子少年鑑別所につきまして、東京の昭島市のほうに移転することが決まり、その跡地について市として取得をするということを、先月3月に方針決定をしたことから、今後スポーツとしての活用方針、こちらを詰めていく必要がございます。その観点で、今日は取得後の甲の原体育館の機能拡充方針について、教育委員の皆様にご協議いただきたいということでございます。

内容詳細につきましては、担当の土方主査のほうから説明させていただきます。

土方スポーツ施設管理課主査      それでは、甲の原体育館機能拡充方針について、御説明いたします。

まず、本件の趣旨ですが、甲の原体育館に隣接する東京婦人補導院・八王子少年鑑別所跡地を、甲の原体育館の拡張用地として取得する方針が本年3月に決定したことから、取得後の甲の原体育館機能拡充方針について、協議するものです。

当該跡地の概要ですが、資料1枚目の裏面を御覧ください。甲の原体育館の南西側に隣接しており、面積は約1万5,000平方メートルです。

続いて、協議事項ですが、別紙1甲の原体育館機能拡充方針(案)を御覧ください。まず、スポーツとして活用する基本的な視点として、(1)甲の原体育館の利用環境の向上だけではなく、誰もが参加できるスポーツ・レクリエーションの機会の提供。

(2)甲の原体育館と連続した土地であるとともに、民地とは道路で隔てられた独立した区画であるといった優位性を十分に発揮することの2つを挙げています。

次に、機能拡充の方針と想定される整備案ですが、1つ目として、甲の原体育館は富士森体育館を補完する中規模体育館(室)としての役割を担っているが、慢性的な駐車場不足から大会利用を敬遠されており、駐車場を増設することで利便性が向上し、大会等の利用拡大を目指します。

2つ目として、甲の原体育館はプールや一般開放などの個人利用者が多いことから、この強みを伸ばし、当該跡地にある既存の体育館を活用したトレーニングジムやフィットネススタジオの整備などを挙げています。

3つ目として、本市の児童・生徒の運動能力の向上につなげるため、キャッチボールやボール蹴りを自由にできる屋外運動スペースの整備を挙げています。本市の児童・生徒の運動能力の記録を見ると、特にボール投げは全学年、男女とも全国平均を下回っているのが現状です。

最後に、健康寿命の延伸につながる中高年の生涯スポーツを創出するため、健康遊具等を配置した屋外ランニングもしくはウォーキングコースの整備などを挙げています。なお、参考としてスポーツ推進審議会での議論をいただいた際の、議論のまとめを別紙2の裏面に掲載しております。

最後に、資料1枚目に戻りまして、5、今後のスケジュールですが、今年度中にスポーツ活用策を取りまとめ、用地取得に向け財務省との協議調整を進めていきます。

説明は以上です。

安間教育長 只今、スポーツ施設管理課からの説明は終わりました。

まず、本件についての御質疑ございませんか。

笠原委員 1つ、甲の原体育館は、平成5年に建築ということで25年たっていると思うんですけど、いつぐらいまでこれは使える建物なのでしょうか。

佐藤スポーツ施設管理課長 鉄筋コンクリート造の建物ですので、減価償却等を考えた時には50年とか60年は使えるかと思えます。

安間教育長 他に、御質疑ございませんか。よろしゅうございますか。

それでは、随時御質問があれば事務局のほうにさせていただくということで。

それでは、ここから協議に入りたいと思います。本件についての御意見を願いたいします。

村松委員 想定される整備案で駐車場の増設、また、キャッチボールやボール蹴りを行える運動スペース、こういうのをつくっていただくと大変子どもたちが集まってきてみんなでいろいろと遊べる、走り回ったりすることができる、とても良い案だと思っております。ぜひ、これを実現させていただければと思うんですけども、ただ、駐車場の増設ですとか、また、フィットネススタジオ等色々なことを考えていると、ここの跡地だけでも足りなくなってくるんじゃないかという心配もあるんですけども、ゆくゆくこの既存建物の再利用または改築への対応というのは、何か近い将来を見据えているんですか。それとも、何か、この跡地だけをまずは有効活用していくということでしょうか。

佐藤スポーツ施設管理課長 市の全体の大きな考え方として、新しいものをつくるというよりは、もっと使えるものは長寿命化を図って使っていきたいということがございます。先ほど申し上げたとおり、この既存の甲の原体育館につきましては、まだまだ大規模修繕等を加えれば使える建物というふうに所管としては考えておりますので、一旦ここでは、1万5,000平方メートルの跡地のところで考えたいと思っています。長い将来にあたっては、今は体育館であったり市

民センターも含めたところを、30年40年というスパンでは考えなければいけないとは思いますが、現段階では、この1万5,000平方メートルのところを考えたいというふうに思います。

村松委員 ありがとうございます。お聞きできました。

それで、キャッチボール、ボール蹴りというのは、これだけ広いと、やはりもっと小さいお子さんとか、幼稚園児・保育園児も来ると思われます。色々な公園を見ていると、やっぱり遊具が充実している公園は、すごいお子さんが集まってくるんですね、お父さんお母さん。また、そこでコミュニティができて、いろんな情報交換ですとか、子どもたちがさまざまな体験とか、また、友達関係を構築していくという大事な場だと思うんです。このところでも、そういう遊具ですとか、ブランコとかジャングルジム、そういったものを何か作っていただけるとありがたいというふうに思っています。

以上です。

安間教育長 他に、御意見等ございますか。

柴田委員 このように公共の施設を拡充する時に、非常時に備えた防災機能ということ、新たに盛り込む必要があると思うんですけれども、その点に関しては、どの程度議論が深まって構想が深まっているのでしょうか。

佐藤スポーツ施設管理課長 資料の裏面のところに参考に載せさせていただきました。スポーツ推進審議会の議論で、こちらの中でも3の一番下に防災機能の整備ということで書かれております。なので、防災機能についても当然考慮はするところではあるんですけれども、まずは、スポーツとしての使い方、スポーツ施設ですので、そこを第一に考えていく中で、じゃあ防災機能をどういう形で入れれば良いのかなというところを考えたいと思います。

具体的に言いますと、今、甲の原体育館は市の防災上では避難所等にはなっていません。避難物資を仕分けする場所という位置づけになっています。もし、この1万5,000平方メートルを取得した暁には、その辺の考え方も変わってくるのかなというところもございますので、防災の部署とも相談をしながら、じゃあ、どういう使い方が良いんだろう。例えば、1万5,000平方メートルありますので、車で避難してきた方がテントを張りながら避難所ではないですけど

も、そういう場所として確保する。そういうことができるようなことを考えても良いのかとか、体育館が避難所となる前提で物事を考えて良いのか、今後の課題だというふうに思っています。

柴田委員     ありがとうございます。

安間教育長     他に、御意見等ございますか。よろしゅうございますか。

それでは、私のほうから。ぜひ、ここに書かれている想定される整備案、賛成ですので検討して行ってください。ただ、コンセプトをしっかりと定めてもらいたい。例えば、陸上競技をできるようにとか、いろんな思いあるんでしょうけれど、じゃあ、富士森公園を整備したのはどうなんだとか、富士森公園のところにある子どもたちの遊具の場所がありますよね、じゃあ、この地域にも必要だからとか、そういうようなコンセプトをもった上での対応にしてもらいたい。駐車場もいっぱい作りましょう、小さな子どもたちが遊べる場所も作りましょうとか色々な思いを言っているうちに、やっぱりじゃあ、小学生の高学年から中学生がキャッチボールしてはいけませんとか、そんな話になってしまわないように。だから、ぜひここは、こういうような八王子の全体の中での場所なんだと、そういうことを明確に定めて他とのバランスを考えながら、ぜひ市民の思いを実現して行ってもらいたいというふうに思います。

それでは、他に意見もないようでございますので、以上の協議を踏まえて事務を進めてください。

安間教育長     それでは、続きまして、報告事項となります。

まず、教育総務課から報告をお願いします。

渡邊教育総務課長     平成28年度（2016年度）行政監査結果に基づく措置について、報告申し上げます。

詳細については、担当の長井主査より報告申し上げます。

長井教育総務課主査     それでは御説明いたします。資料1、報告要旨を御覧ください。

本件は、監査事務局がその全ての組織を対象に、加除式書籍及び定期刊行物の情報資産としての有効活用についてというテーマで実施した行政監査における意

見要望事項について、措置した旨を監査事務局に通知したため御報告するものです。

次の、2の報告内容につきましては、別紙を御覧ください。

監査事務局からは、4つの意見要望がございました。なお、この意見要望は教育委員会だけではなく、当該監査の対象である市の全ての組織に対する内容となっております。

1つ目は、アの購入のあり方についてです。利用状況などを再検証し、費用対効果の観点からも購読のあり方を見直すよう意見がありました。これに対し、加除式書籍については、学校で購入している一部のものを除き契約解除を行いました。また、定期刊行物については、他の所管でも購入しているものは購入を中止いたしました。小中学校の教員や市民の閲覧に供しているものは、利用状況等も含めて定期的に購入の必要性を検討しております。

2つ目は、イの加除式書籍の早期加除についてです。常に書籍の内容について最新の情報が保たれるよう、速やかな加除の実施に努めるよう意見がございました。

これに対し、最終加除日の確認を徹底し、未加除の追録内容の確認や、職員による加除の実施など、最新の情報を利用できるよう対応することといたしました。

3つ目は、ウの加除を中止した加除式書籍の取り扱いについてです。書籍の内容を確認した上で処分するなど、適切な管理を検討するよう意見がありました。これに対し、使用継続が業務に支障がないものは、表紙などに更新が行われていないことを表記する改善を行いました。

最後の4つ目は、エの共同利用の促進についてです。各課が保有する書籍の一覧を整理し、庁内LANである行政情報ネットワーク上に公開するなど、共同利用を促進するための仕組みの構築を検討するよう意見がありました。これに対し、教育委員会事務局内においては、総務部総務課が行政情報ネットワーク上に新たに開設した、加除式書籍定期刊行物一覧を活用し、共同利用について改めて周知を行いました。今後も共同利用を促進してまいります。

措置内容は以上となります。これらの措置通知を3月29日に監査事務局に提出いたしました。

説明は以上でございます。

安間教育長 只今、教育総務課からの報告は終わりました。

加除式書籍というのがどういうものだとか、定期刊行物というのは例えばこういうものだとか、そういう補足の説明していただけませんか。

長井教育総務課主査 加除式書籍というものは、法令など随時加除が必要なものについて、その都度その都度加えたり削除したりということで、最新の内容を反映するような書籍でございます。

安間教育長 ファイルになっているようなもので、挟み込んでいくやつですね。古くなったものは捨てて、新しいのに入れかえる。そういうようなものですね。

長井教育総務課主査 はい。そのとおりでございます。

定期刊行物につきましては、毎月とか期間とかという形で定期的に刊行している冊子という形で、教育関係の業務に対応できる冊子という形になっております。

安間教育長 月間教育何とかとか、そういうような雑誌ということですね。

長井教育総務課主査 そのとおりでございます。

安間教育長 本件について御質疑はございませんか。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 それでは、報告として承らせていただきたいというふうに思います。

安間教育長 続いて、保健給食課から報告願います。

田倉保健給食課長 それでは、平成31年度の学校給食における食育の取組について、報告をいたします。

詳細は保健給食課安齊主査から行います。

安齊保健給食課主査 資料を御覧ください。

(1) 学校給食では、昨年度に引き続きオリンピック・パラリンピック教育の一環として世界に目を向ける取組と、改めて地域や日本の歴史文化を知る食育を充実させます。

(2) 主な取組としましては、本市で開催されるオリンピックに関連した事業と連携してまいります。7月、スポーツライミングアメリカ代表の事前キャンプを受け入れる機会に、歓迎ムードを高めるとともに、子どもたちの交流を図る

きっかけといたします。また、同じく7月に自転車ロードレースのテストイベントに合わせ、本市出身のアスリートである畑中勇介選手からいただいた、お薦めメニューとメッセージを子どもたちへ提供し、スポーツと食事の切っても切れない縁や、食べることの大切さを学びます。

2つ目、八王子の歴史文化の継承を図る献立の実施です。5月は「桑都御膳」、桑都という呼称で呼ばれている、織物のまち八王子を伝えるオリジナルメニュー「桑都揚げ」や「絹のお吸い物」などを提供します。その後も、里山の景観を表現した献立などを実施し、郷土への誇りと愛着が次世代につながることを期待しております。

最後に、令和献立の実施についてです。平成から令和への改元に合わせて、日本の古き良き食文化を引き継ぎ、大切に作る心を育むため、和食の伝統を盛り込んだ給食を実施します。

裏面を御覧ください。こちら、当日活用する「食育メモ」、子どもたちに届ける食育教材ですが、メニューは令和に込められた願いを知るために、万葉集の歌にちなんだ「梅ご飯」、また、日本が古くから縁起のよいものを食べてお祝いをするという食文化を味わうため、「紅白の白玉汁」や、「ヨロ昆布のおひたし」等で新しい時代の幕あけを祝います。

今回の取組を4月19日に行われた市長の記者会見でプレスリリースしております。取材の受け入れについては、5月7日、火曜日、いずみの森小中学校で行う予定となっております。

報告は以上です。

安間教育長 只今、報告は終わりました。

本件について、御質疑はございませんか。

村松委員 ありがとうございます。元号が変わりまして、この取組予定の給食というのは楽しみなんですけれども、1点、このオリンピック・パラリンピック教育にちなんだ取組を7月のスポーツライミングでアメリカ代表の事前キャンプ受け入れの機会に、アメリカ合衆国の料理を提供し交流を図るとあるんですけれども、この、アメリカ合衆国の料理って何でしょうか。

安齊保健給食課主査 今は、フライドチキンといったものを想定しております。

田倉保健給食課長　世界の友達プロジェクトの中で、アメリカの紹介をするのは今、安齊主査が申し上げたようなメニューになりますが、交流の機会にはアメリカの選手に日本の和食を味わっていただきたいと思っておりますので、その和食を生徒との交流の機会に選手に味わっていただいて、日本の文化を知っていただきたいと思っております。

安間教育長　大変良いことだと思います。

他に御質疑ございませんか。

笠原委員　ちょっと雑談みたいな話で申し訳ないんですが、アメリカ合衆国の料理で私が知らなくておいしくて感動したというのが、「ガンボ」というスープがあるんですオクラの。もし子どもたちに食べる機会、幼少のみぎりには食べたことはなかったので、あまりそういうチキンとかだと、フライドチキンとかだとみんな食べたことありますよね、ハンバーグとか。だから、何かちょっとあまり食べたことのないようなものもひとつかなとちょっと思いました。

あと、それこそ絹のお吸い物って何ですか。

安齊保健給食課主査　ありがとうございます。まず、今いただいた御意見を参考に、学校の栄養士で構成されている献立班がおりますので、食べたことのない料理をぜひアメリカの料理として出したいと思っております。

絹のお吸い物なんですけど、これは、繭と絹糸を見立てたすまし汁なんです。絹パウダーというかシルクパウダーというものがございまして、それを白玉粉にまぜた手づくりのだんごを繭に、生糸はそうめんを生糸に見立てて、この2つをしっかりとだしをとったお吸い物として出したいと思っております。

安間教育長　よろしゅうございますか。

委員の皆様もぜひ時間の御都合さえ合えば、保健給食課に言っていただければ、どこかの小学校で試食がいただけるんじゃないかなと思いますので、ぜひ、御試食をお願いします。

安齊保健給食課主査　全校で実施いたしますので、ぜひ、御試食いただければと思います。よろしくをお願いします。

安間教育長　それでは、報告として承らせていただきたいと思っております。

安間教育長 続いて、教育支援課から報告をお願いします。

山田教育支援課長 それでは、特別支援教育推進計画を策定いたしましたので、それに伴いますシンポジウムの開催につきまして、御報告いたします。

大変申し訳ございません。1点、訂正がございます。資料(6)の内容、パネルディスカッションでのパネリストの笠原氏、笠原委員の肩書に訂正がございます。こちらのほうは、部長となっておりますが、副院長という形になります。チラシの作成につきましては、これより印刷するとなっておりますので、至急訂正いたしまして周知のほうを図ってまいりたいと思っております。

それでは、詳細につきましては、関主査より御説明いたします。

関教育支援課主査 それでは、御説明いたします。

平成30年度に策定し、今年度より3カ年で実施する「八王子市第4次特別支援教育推進計画」について、その取組を多くの方に周知し、特別支援教育の理解・啓発を図るためにシンポジウムを開催いたします。日時は5月25日、土曜日、午後6時から8時、会場は北野市民センターです。

内容は、まず第1部で、教育委員会より計画の説明。第2部では、明星大学、星山麻木先生の基調講演。第3部では、星山先生と教育委員でもいらっしゃいます駒木野病院の笠原麻里先生、それから、計画の作成会議の委員もしていただいた、学校サポーターの中谷広恵氏の3名によるパネルディスカッションとなっております。

説明は以上です。

安間教育長 只今、報告は終わりました。

本件についての御質疑ございませんか。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 第四次特別支援教育推進計画が立った時に、これの周知が一番大事だと、その一番メインの会でございますので、しっかりと事務局のほう、頑張ってください。また、笠原先生、よろしく御願いいたします。

それでは、報告として承らせていただきたいというふうに思います。

安間教育長 引き続き、指導課から報告をお願いします。

野村統括指導主事 平成31年度教育課程の編成状況について、担当の志村指導主事より御報告させていただきます。

志村指導課指導主事 平成31年度教育課程の編成状況について、御報告いたします。

本日の資料は2点あります。1点目は、平成31年度教育課程の編成について、2点目は、平成31年度各校の特色ある教育活動の取組になります。

平成31年度各校の特色ある教育活動の取組は、表紙の裏面にございます。表面を御覧ください。平成31年度の編成状況については、小学校で第5学年、中学校で第2学年の集計データを記載しました。

初めに、平成31年度教育課程の編成状況について説明いたします。教育課程の適正な実施に向けて、各学校が編成した年間実授業時数と余剰時数及び授業日数について、御報告いたします。

資料左上の、平成31年度年間実授業時数を御覧ください。年間授業時数とは、各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動に充てる年間の総授業時数を示しております。表面の中心部の年間実授業時数のグラフでは、指導課が教育課程届で説明会において示した小学校5年生の標準授業時数は995時間、中学校2年生は1,015時間となっております。小学校、中学校ともに全ての学校において、標準授業時数を上回る時数の確保をしており、学習指導要領に示された学習内容を実施するにあたって、十分余裕をもって対応することができます。

また、1日の授業時間数では、年間実授業時数が一番多い1,082時間の学校でも、1日5.5時間と、6時間を超える学校はなく、全ての学校が児童・生徒に過度な負担をかけないように授業時数を設定しております。年間実授業時数のグラフの矢印より右と、点線で囲まれた枠の中には余剰時数を示しております。余剰時数とは、感染症予防上、必要がある時の休養や、その他窮迫の事情がある時の休業等があった場合への備えのため、学習指導要領の狙いが十分に実現されていないと判断される場合に、対応するためにあらかじめ確保している時間です。余剰時数の平均は、小学校5年生で30時間、約5日分、中学校2年生では、50時間、約8日分を確保しております。余剰時数を確保するために、学校では授

業日数を増加しております。

資料表面下段の、小学校、中学校授業日数のグラフを御覧ください。授業日数については、八王子市立学校の管理運営に関する規則において、開校記念日を除く休業日を休みにした場合の授業日数を、本資料では標準授業日数としております。平成31年度の標準授業日数は197日でございます。矢印より右側、余剰時数を日数に換算し、標準授業日数に上乘せした日数を表しております。全ての小学校、中学校は標準授業日数の197日以上授業日を設定しており、各校において夏季休業日の日数を短縮することや、振替休業日を取らない土曜授業を取り入れるなど、授業日数を確保するため工夫を行っております。

資料裏面を御覧ください。平成31年度の各校の特色ある教育活動の取組についてでございます。こちらについては、各学校から提出された平成31年度教育課程より抜粋しております。

1点目として、習得目標値を達成させるための授業改善の取組について説明いたします。東京ベーシックドリル、八王子ベーシックドリル等を日常的に活用できる環境を整えることや、校内の組織体制を整備し、全校体制で校内のOJTを推進するなど、教員の授業力向上に努めている学校があります。授業改善の取組は、児童・生徒の習得目標値の達成につながると考えております。

2点目として、地域と連携した特色ある教育活動の取組について説明いたします。命を大切に作る心や、自然を愛し、環境の保全を心がける心を育てること、ボランティア活動への参加。豊かな国際感覚を醸成することを目的に、地域とのつながりを深めるとともに、栽培活動の充実、地域人材を活用した補充学習の実施、諸外国の都市との交流などを教育課程に位置づけ、取り組んでいる学校がございます。

2020年度より、小学校では新学習指導要領が全面実施となります、標準授業時数が1,015時間となり今年度よりも20時間増加いたします。増加した授業時数を確保するための対策を今後検討してまいります。

以上で報告を終わります。

安間教育長 只今、報告が終わりました。本件について、御質疑がございませんか。  
よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長　それでは、私のほうから。そろそろこの教育課程の状況の分析、また評価については、観点を変えていくべきじゃないかというふうに思っていますので、来年度に向けて、ぜひ改善をしてください。何よりもかつての教育課程というのは、何を教えるかということを示す計画でしたけれども、今、そういう時代じゃない。子どもたちにどんな力がついたのかという観点で評価すべきものですから、授業をやったということに価値があるのではなくて、その結果として子どもたちにどんな力が身についたかということが問題なんだ。だから、かつてのように「時間数をいっぱいやりました、だから大丈夫です。」という時代ではないんだと。むしろ、今の時代でいうならば、995時間で教えられる中身であるのに、それ以上かけて教えなければいけないのは、これは果たして子どもの問題なのか、それとも教師の指導力がないのか。そういう目で見るとな時代なんじゃないかなと、私は思います。

結局、この計画の段階でいう余剰時数についても、年間で30時間から40時間多く指導をしているんです。その中身というのは何なのか。実際に1日5時間授業だとすると6日間、つまり、夏休み1週間分ぐらい授業を余分にやっているということですよ。果たして、その必要があったのか。私はもっと細かく見ていくと、先ほどの議論の中でも確かな学力という話がありましたけれど、大多数の子で、もう、その標準授業時数でわかっている子たちもつき合わせている時間があるんじゃないですか。ちゃんと教えているんだとするならば、そこに子に応じた指導というのはまさにそこにあって、標準授業時数でやるべきことをちゃんと学校は教える。そのかわり、その中でまだ未達成だったり到達していない子どもたちに対してどういうふうに指導するのかと、その時間があるべきです。

私、特別活動というのは、物すごく子どもたちの成長にとって大事なことだろうと思うんですよ。なぜならば、どんなに家庭の教育力があっても、集団での体験活動というのは一家庭ではできないんです。学校だからこそ、20人、30人の一緒に活動ができるわけで、この機会というのは学校でしかできないことです。で、それを削ってまで、授業時間数を伸ばして、僕たちはよく頑張りましたと言っている時代ではもうないんだろうなというふうに思いますよ。

ぜひ、学校に対しては、標準授業時数でしっかりと授業をやってください。そして、そこで例の習得目標値以下の子どもたちなんかは、個別に指導をしてあげる手だてを一からやってください。体験活動で有意義だと思われるものは、学校の特色ある教育活動としてそれをしっかりとやってください。そのような方針を出して、2020年度以降の教育課程、そのように八王子が変わったというような形を示してもらいたい。それが第3次の先ほどの教育振興基本計画の中にもちゃんと盛り込んでもらいたい。そうすると、この分析の仕方であるとか、そういったものも変わってくると思いますよ。

裏面の習得目標値を達成させるための授業改善の取組については、特色ある教育活動と言っているけれども、これ、教員の研究・研修の話でしょう。どんな教育活動をしたかということじゃなくて、先生たちがこんな研究しました。こんな取組をしましたということで、それは、私は、冒頭言ったとおり、やりましたという免罪符にはならないですよ。むしろその結果として、どうだったのかという話をするならば、変わってくるんじゃないんですか。で、裏面の右側にある地域と連携した特色ある教育活動、ぜひこれを、これこそ各学校の教育課程を見て、どの学校だかわからないなんて、そんな状況じゃなくて、これを見れば「ああ、これが、こういう教育活動をやっているんだから、少なくとも、八王子の南のほうの学校だな」とか、「恩方のほうの学校だな」とか、それぐらいは見当がつくような、そんなような特色がある教育活動が書かれるような、そんなものに変えていただきたい。

ここで、こういうふうに申し上げてても学校が変わっていくのはゆっくりのペースで、すぐになかなか改善はされていかないと思いますが、すぐできることというのはあるんです。それは何かというと、皆様方が分析方法を変える、調査方法を変えることです。例の習得目標値の話にしても、いまだに学校の中では学校の平均点がどうのこうのということで、授業改善だとか取り組んでいる学校がありますが、うちから一切そういうものも出していないでしょう。皆様方が分析するのは全部習得目標値以下の子どもたち。で、この子たちをどうすべきかと、それを分析として訴えていますでしょう。そうすれば、学校というのは徐々に変わっていきますから。ぜひ、今言った観点で、働き方改革の観点もありますから、ぜ

ひ学校がどんな責任を果たすべきかという観点に立ち戻って、この教育課程に関しては学校への御指導をお願いしたいというふうに思います。

それでは、この件、報告として承らせていただきたいと思います。

安間教育長　引き続き、指導課から報告をお願いします。

先ほど申し上げたとおり、この残りの2つについては一括で報告をお願いします。

大日向指導課長　それでは、八王子市教育委員会いじめ問題対策委員会専門調査員の委嘱及び八王子市教育委員会いじめ問題対策委員会調査部会部会員について、担当の金子主査より御説明いたします。

金子指導課主査　それでは、八王子市教育委員会いじめ問題対策委員会専門調査員の委嘱及び八王子市教育委員会いじめ問題対策委員会調査部会部会員について、御説明いたします。

八王子市教育委員会いじめ問題対策委員会規則第7条の規定により、専門調査員を委嘱し、同8条2項の規定による調査部会部会員の指名についてでございます。お手元の報告事項資料を御覧ください。

八王子市教育委員会いじめ問題対策委員会委員長より依頼を受け、大塚充氏を専門調査員に委嘱するものでございます。大塚氏は現在八王子市教育委員会いじめ問題対策委員会委員として、八王子市教育委員会いじめ問題対策委員会調査部会部会員に指名されている心理の専門家でございます。八王子市教育委員会いじめ問題対策委員会委員の任期が4月30日となりますので、大塚委員の任期は4月30日までで満了となります。調査部会の調査は、現在も継続されており、4月30日以降も継続される見込みでございます。そのため、5月1日以降は、専門調査員として委嘱し、八王子市教育委員会いじめ問題対策委員会委員長より、部会員に指名するものでございます。なお、委嘱期間につきましては、5月1日から八王子市教育委員会いじめ問題対策委員会委員長が調査を終了したと判断する時までとなります。

報告は以上でございます。

安間教育長　只今、報告は終わりました。

本件について、御質疑はございませんか。よろしゅうございますか。

今現在、進行中の調査案件に関する調査が完了するまで、この専門調査員になっていただくと、こういう理解でございます。よろしゅうございますね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長　それでは、報告として承らせていただきたいというふうに思います。

安間教育長　続いて、教職員課から報告をお願いします。

溝部教職員課長　それでは、公用自動車による交通事故に係る損害賠償の和解につきまして、担当の尾下主査から説明します。

尾下教職員課主査　公用自動車による交通事故に係る損害賠償の和解について、御報告いたします。

相手方Aと和解した内容について、御説明いたします。和解内容としては、相手方Aに対し、14万400円を支払うものでございます。また、相手方及び八王子市は、本件に関し、今後支払い金額を除き一切の請求はしないものといたします。市の支払額の内容は、損傷した相手方のブロック塀等の修繕費でございます。

経緯を御説明いたします。平成30年12月18日、市立B小学校職員が、ごみ収集車を運転し、C町地内のD街道の右カーブを走行中、路面の凍結により後輪が滑り、対向車線にはみ出して右側のガードレールに衝突しそうになったため、ブレーキを踏みハンドルを左に切ったところ、同車の左前部が道路左側の相手方所有のブロック塀に衝突し、これに損傷を与えたものでございます。

平成31年4月12日に地方自治法第180条第1項に基づき、市長により専決処分し、平成31年4月18日に示談が成立いたしました。

損害賠償金は平成31年5月上旬に支払う予定でございます。

この事故は、本市職員が当日の天候や路面状況を考慮し、カーブ手前でスピードを落とすなど、状況に応じた安全運転を怠ったことにより起きた事故であり、相手方のブロック塀等の修理にかかる損害を賠償することで和解したものでございます。被害に遭われた方には、心よりおわび申し上げます。今後は、職員に文書による注意喚起を行うとともに、管理職による運行前の安全運転の確認などを徹底し、再発防止に努めてまいります。

説明は以上でございます。

安間教育長 只今、報告は終わりました。

本件について、御質疑がございませんか。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 大きな人身事故にならなかったことが、不幸中の幸いかなというふう  
に思いますが、昨今、自動車事故が多く発生しておりますから、職員に対する注  
意喚起、ぜひよろしく願いたいします。

それでは、報告として承らせていただきます。

安間教育長 続きまして、子ども科学館から、2件続けて報告をお願いします。

遠藤こども科学館長 それでは、2件続けて御報告をいたします。

1件目は、平成31年度八王子「宇宙の学校」の開催についての御報告と、2  
件目は、平成31年2月23日、土曜日から、3月31日の日曜日まで開催いた  
しました「アポロ展 - 月をめざした人類の軌跡と未来」の開催結果について、報  
告をいたします。

まず、最初に宇宙の学校につきましては、こども科学館小山主査から説明させ  
ていただきます。

小山こども科学館主査 それでは、平成31年度八王子「宇宙の学校」の開催につ  
いて報告をさせていただきます。

報告趣旨につきましては、親子で行う科学工作教室と家庭学習を通じて宇宙や  
科学に対する関心を高め、理科好きの子どもたちを増やすことを目的とした八王  
子「宇宙の学校」を今年も開催することについて御報告するものです。なお、平  
成31年度は、第9回目の開催となります。

2の報告内容以下につきましては、例年と同様、3会場12回の実施の内容と  
なりますので省略をさせていただき、昨年度からの変更点のみを御報告させてい  
ただきます。

2ページ目、資料の3を御覧ください。昨年度からの変更点でございます。

まず、実施会場の変更でございます。

昨年度まで都立八王子北高等学校を実施会場の1つとして使用しておりました

が、今年度より私立八王子学園を新たな実施会場とし、参加者の交通手段の利便性を図るとともに、参加組数を40組から88組に倍増することで、参加機会の拡充を図らせていただきます。このことにより、飽和状態に近い状況でありました教育センター会場の参加組数を76組から64組に減らし、会場規模に合った参加組数に見直すものでございます。

2番目といたしましては、参加費の見直しでございます。教材費等に充当するため、参加者から徴収している参加費について、参加組数の増加やサポートスタッフの増員に伴う事前学習教材費の増額に対応するため、現行の2,000円から2,500円に増額をさせていただくものでございます。なお、昨年度までボランティアスタッフとして参加していただきました都立八王子北高等学校生物科学部の皆様には、平成31年度も引き続きスタッフとして参加をしていただく予定でございます。また、参考資料としまして、こども科学館開催のイベントと学校教育との関係についてまとめた資料を、別紙として添付させていただきました。

以上、平成31年度八王子「宇宙の学校」の開催についての報告でございます。遠藤こども科学館長　　続きまして、澤口課長補佐から、アポロ展の報告をさせていただきます。

澤口こども科学館課長補佐兼主査　　それでは、こども科学館特別展「アポロ展 - 月をめざした人類の軌跡と未来」について御報告いたします。

こども科学館は、今年1月28日に開館30年となることから、この特別展を開催いたしました。開催期間は2月23日から3月31日までです。月の石、月の砂、宇宙服、月に関する研究成果のパネルなどを展示し、関連の講演会を開催いたしました。資料の裏面を御覧ください。

期間中の入館者数は9,275名となり、大人の方が昨年の同時期より400名ほど多くなりました。アンケートでは、資料のように好評の意見をいただいております。報告は以上です。

安間教育長　　只今、こども科学館から2件、報告がありました。

本件について、御質疑ございませんか。

村松委員　　宇宙の学校、楽しみにしています。

ちょっと1点、気になった件です。昨年度からの変更点で、都立八王子北高等

学校が実施会場の1つとして使用していたが、今年度より私立八王子学園を新たな実施会場とし、参加者の交通手段の利便性を図るためにと、今、御説明いただいたんですが、これ、なぜ都立八王子北高等学校さんから変更になったのかというのを、ちょっと教えていただきたいんですけど。

遠藤こども科学館長　　実は、最近の募集状況を見ますと、都立八王子北高等学校は半数の応募しかないという状況が続いておりました。これは、梶田小学校と松枝小学校のほうからも協力校として、推薦していただいているんですが、なかなか数が増えず苦戦している状況でございました。また、東京工科大学と教育センター会場の応募に漏れた方は、第2・第3希望として回っていただきましたが、なかなかやっぱり距離的に遠い、駐車場がないという状況で、キャンセルが多いということがありました。それと、北高校は都立高校だったんですけども、八王子学園さんは私立の学校で、公立・私立学校を順繰りにやっていこうということで、八王子学園に手を挙げていただきましたので、今度そちらのほうで実施をするという形になりました。

もう1つ、選定理由として、毎回1.3倍ぐらいの応募がありますが、当選できなかった方を少しでも救っていこうということで、人数を増やせる学校として八王子学園さんを選ばさせていただきました。

村松委員　　理由はわかりました。そういう理由だったと思うんですけど、今まで都立八王子北高等学校さんが一生懸命こちらのほうに御協力いただいていたので、この文章と今の御説明を聞くと、何か本当にそういうふうに遠いから人が集まらないからこっちに変えましたみたいな、いんぎん無礼なような説明なので、失礼のないように今後もこちらの北高校さんとは何かいろいろとまたお手伝いいただくこともあるんですから、その辺気をつけていただきたいなと思っています。以上です。

安間教育長　　他にございますでしょうか。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長　　今回、参考資料で全体の体系図、学校教育との関係というタイトルなんだけれど、要は、八王子の子どもたちに対する理数教育の体系図ですよ。今あるもの、このようにまとめてもらっていますので、指導課のほうも、これをち

よっと見ていただいて、できれば八王子の理数教育の体系図というような形に、ぜひ、作り直して保管すべきものがあるんだったら協力しながら保管しておく、そのようなことで、次の施策を考えてください。

それでは、2件報告として承らせていただきたいというふうに思います。

安間教育長 続いて、図書館部から報告をお願いします。

太田中央図書館長 それでは、姉妹都市関連テーマ展示「北条早雲と城」の実施について、報告をします。

内容につきましては、中央図書館山中主査より御説明いたします。

山中中央図書主査 姉妹都市関連テーマ展示「北条早雲と城」の実施について、御報告を申し上げます。

1、報告趣旨ですが、小田原市では、平成31年が北条早雲の没後500年の節目の年となることから、さまざまなイベントを実施しており、本市においても図書館の利用促進と姉妹都市観光事業の振興に資することを目的として「北条早雲と城」をテーマとした関連資料の展示・貸出を初め、文化財課との連携による八王子城跡の遺物や解説パネルの展示などを行うことになりました。

また、来館者に観光資源である北条氏ゆかりの滝山城と八王子城、小田原市と寄居町との姉妹都市盟約の周知を行うことについて報告いたします。

2、続いて報告内容ですが、開催期間は、市内4図書館で5月1日から5月31日まで。開催時間、開催場所は、記載のとおりでございます。展示内容としましては、「北条早雲」・「北条氏と城」関連の図書を初め、文化財課との連携により、小田原城、鉢形城、八王子城関連資料・遺物や解説パネルの展示、小田原市、寄居町観光パンフレットや、八王子ブランドメッセージのロゴチラシの配布などを予定しております。周知方法としましては、広報「はちおうじ」5月15日号、市・図書館・市立小中学校ホームページ等での周知を予定しております。

報告は以上でございます。

安間教育長 只今、報告は終わりました。本件について、御質疑はございませんか。

村松委員 楽しみにしています。私も伺いたいと思いますが、これ、小田原市が今回趣旨というか、没後500年で、それで、小田原市と寄居町はどういう展示方

法で、どういうところで開催するとか、そういったことも何かわかるようになっているんですか。

太田中央図書館長　今回は、昨年実施した100周年でしたものについては、姉妹都市、一斉に実施したものなんです。今回については、この小田原市の500年に伴って、小田原市でそういったイベントが数多く開催されているので、特に連携してということではなくて、これに合わせて八王子のほうも関連したテーマ展示を独自に実施するものでございまして、特に寄居と小田原と一緒に図書館が連携してテーマ展示等を実施しているものではございません。

安間教育長　よろしゅうございますか。

それでは、本件、報告として承らせていただきたいと思います。

以上で、公開の審議は終わりますが、委員の方から何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長　ないようであります。

それでは、ここで暫時休憩にいたします。なお、休憩後は非公開となりますので、傍聴の方は退席をお願いいたします。再開は35分をお願いします。

【午前11時25分休憩】